

＜一般委託＞

長浦コミュニティセンターほか10施設における機械警備業務委託(長期継続契約)仕様書

長浦コミュニティセンターほか10施設における機械警備業務委託(長期継続契約)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	本業務は、長浦コミュニティセンターほか10施設の機械警備を行うものである。
2	履行期間	令和3年10月1日～令和10年9月30日
3	施行場所	別紙1「対象施設一覧」のとおり
4	業務内容	「長浦コミュニティセンターほか10施設における機械警備業務委託契約条項」とおり
5	特記事項	なし
6	関係法規	警備業法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)警備業法
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ただし、各月の支払額に1円未満の端数が生じたときは、当該年度最終月に精算するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監 督 員 連 絡 先	市民部地域コミュニティ支援課 TEL 046-822-8303

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

委託代金額内訳書

1 初年度委託代金額（税込）

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
令和 3年度	円	令和 3年10月 1日から 令和 4年 3月31日まで
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	

2 初年度施設別内訳書（税抜）

施 設	単 位	予定数量	単 価	金 額
機械警備業務委託 (長浦コミュニティセンター)	月	6		
機械警備業務委託 (坂本コミュニティセンター)	月	6		
機械警備業務委託 (安浦コミュニティセンター)	月	6		
機械警備業務委託 (三春コミュニティセンター)	月	6		
機械警備業務委託 (池上コミュニティセンター)	月	6		
機械警備業務委託 (鴨居コミュニティセンター)	月	6		
機械警備業務委託 (岩戸コミュニティセンター)	月	6		
機械警備業務委託 (武山コミュニティセンター)	月	6		
機械警備業務委託 (浦賀コミュニティセンター分館)	月	6		
機械警備業務委託 (田浦行政センター会議室)	月	6		
機械警備業務委託 (北下浦行政センター分室)	月	6		
合計金額				

※初年度業務別内訳書の単価は、次年度以降の履行期間終了まで同じ単価となります。

次年度以降予定委託代金額は、初年度単価に当該年度における数量を乗じた額となります。

3 次年度以降予定委託代金額（税抜）

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
令和 4年度	円	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
令和 5年度	円	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで
令和 6年度	円	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで
令和 7年度	円	令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで
令和 8年度	円	令和 8年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
令和 9年度	円	令和 9年 4月 1日から 令和 10年 3月31日まで
令和 10年度	円	令和 10年 4月 1日から 令和 10年 9月30日まで

長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

（契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

（委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
 - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
 - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
 - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

（その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

長浦コミュニティセンターほか 10 施設における機械警備業務委託契約条項

(総則)

第1条 委託者（以下、「甲」という。）及び受託者（以下、「乙」という。）は、乙が受託する長浦コミュニティセンターほか 10 施設における機械警備業務委託について、契約書に定めるもののほか、本契約条項に従い、これを履行しなければならない。

(警備対象物件)

第2条 乙が警備する物件は、別紙1「対象施設一覧」のとおりとする。

- 2 甲は、警備対象物件の改築または更新をしようとするときは、事前に乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、乙が業務実施上、警備対象物件に改善を要する箇所があると認め、甲が承認した時は当該箇所を遅延なく改善しなければならない。

(履行期間)

第3条 履行期間は、令和3年10月1日から令和10年9月30日までとする。

(警備時間)

第4条 警備対象となる基準の時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日21時から翌朝8時まで
ただし、北下浦コミュニティセンター分室（長岡半太郎記念館・若山牧水資料館）については、年末年始及び月曜日（祝日のときは翌日）を除く毎日16時から翌朝8時まで
 - (2) 年末年始は終日24時間
ただし、北下浦コミュニティセンター分室（長岡半太郎記念館・若山牧水資料館）については、年末年始及び月曜日（祝日のときは翌日）は終日24時間
- 2 警備の対象時間は、前項に規定する時間内で、甲が警備機器を作動させた時から解除させた時までとする。ただし、田浦行政センター会議室（田浦行政センター旧支所）については、年中24時間警備対象とする。
 - 3 火災については、前項の規定にかかわらず年中24時間警備対象とする。

(機器等)

第5条 乙は、業務を実施するにあたって、本契約を履行するにあたり必要と認められる機器とこれに付随する一切の設備（以下、「機器等」という。）を乙の責任において設置する。

- 2 機器等の基本構成は別紙2「機器等設備仕様一覧」とし、機器等の異常、破壊及び配線の切断等の異常を監視する機能を有しなければならない。
- 3 既設の自動火災報知設備に移報用装置を接続する。
- 4 乙は、第3条に定める警備期間の開始までに機器等の設置をしなければならない。

- 5 機器等は、乙の所有に属する。
- 6 機器等の設置、その他の費用は、乙が負担する。
- 7 乙は、機器等について正常な機能を維持するために、適宜点検をしなければならない。
- 8 甲は、第2条第2項により機器等の移動または変更が必要になった時には、この費用を負担しなければならない。
- 9 甲は、甲乙協議により新たに機器等の負荷が必要と認められたときには、この費用を負担しなければならない。
- 10 甲は、機器等の補修または交換を必要とする場合で、その原因が甲の責に帰すべき事項によるときは、この費用を負担しなければならない。
- 11 乙は、甲立会いのもと機器等の動作確認を年1回実施するものとする。

(警備機器の作動及び解除)

- 第6条 甲は、警備機器を作動、解除するときは、乙に通知する。
- 2 前項の規定により、甲が警備機器を解除させた時から作動させる時までは警備対象外とする。
 - 3 甲乙いずれも正規の操作を行なったにもかかわらず、警備機器の操作または解除ができないときは、直ちにお互いに通知しなければならない。

(警備図面)

- 第7条 乙は、甲が入札時に示した仕様を満たす機器等の種類、数量及び設置場所について、施工図を作成の上、甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定は、機器等の変更があったときにも準用する。

(鍵の貸与)

- 第8条 甲は、必要な出入口の鍵を乙に貸与する。
- 2 乙は、警備機器の解除に必要な鍵等を各施設につき20個作成して警備期間の開始10日前までに甲に貸与する。ただし、甲から追加貸与の要求があった場合は、甲の負担により作成して甲に貸与する。
 - 3 甲及び乙は、それぞれ貸与された鍵等を、責任をもって保管しなければならない。

(停電等の連絡)

- 第9条 甲は、停電、電話回線の不通、警察からの通知など乙の業務に関係あると認められる事項については、その都度遅滞なく乙に通知しなければならない。

(緊急措置)

第 10 条 乙は、異常情報を受信したときは、直ちに要員を急行させ異常情報の内容を確認するとともに、事態の拡大防止のため必要な措置を講じなければならない。

また、必要と認めたときは、警察署等関係機関に通報し、緊急出動を要請しなければならない。

2 乙は、前項の後段に規定する措置を講じたときは、遅滞なく第 11 条第 1 項に規定する緊急連絡先の優先順位に従って甲に連絡する。

3 甲は、前項の連絡を受けたときは、甲の責任において異常の有無その他必要な事項を確認する。

(緊急連絡先)

第 11 条 甲は、優先順位をつけた緊急連絡者を乙に通知しなければならない。

2 甲は、前項で規定した緊急連絡者の変更があったときは、直ちに乙に連絡しなければならない。

(業務報告)

第 12 条 乙は、該当月の業務が完了したときは、該当月の業務報告を甲に提出しなければならない。

2 乙は、第 10 条第 1 項の後段に規定する措置を講じたときは、状況を記載した報告書をその都度甲に提出しなければならない。

(業務の調査)

第 13 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について調査又は報告を求めることができる。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、業務の実施中、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害は、甲に対してその損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙が業務の実施に伴い通常避けることが出来ない理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

3 乙は、前項の規定による損害について、乙の責に帰すべき事由により生じたものは、その損害額を甲に支払わなければならない。

4 第 1 項及び前項の規定による乙の損害賠償額は、1 事故につき対人対物をあわせて 10 億円を限度とする。

5 甲は、第 1 項及び第 3 項の規定による事故の損害が発生したときは、その事故を知った日から 14 日以内に書面をもって事故による損害の発生を乙に通知しなければならない。

6 甲及び乙は、第 2 項に規定するほか、業務の遂行上、第三者との間に紛争を生じた

場合には、協力してその処理解決にあたることとする。

(乙の免責)

第 15 条 乙は、次の各号に該当する甲の損害については、賠償の責を負わない。

- (1) 天災その他不可抗力により生じた場合。
- (2) 機器等が正常に作動したにもかかわらず、乙の責に帰すことのできない事由で通信回路の不良により送信が行われない状態にあったため生じた場合。
- (3) 甲の責に帰すべき事由により、機器等が正常に作動しなかったため生じた場合。

(解除に伴う措置)

第 16 条 乙は、契約が解除されたときは、機器等を遅滞なく撤去しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定にもかかわらず正当な理由なく一定の期間機器等を撤去しないときは、乙に変わってこれを撤去できる。
- 3 甲は、横須賀市業務委託契約約款（以下「約款」という。）第 41 条により契約が解除されたときは、前 2 項の撤去費用を負担しなければならない。
- 4 乙は、約款第 39 条により契約が解除されたときは、第 1 項又は第 2 項の撤去費用を負担しなければならない。
- 5 第 1 項に規定する乙の講じるべき期間、方法等については、契約の解除が約款第 39 条による場合のときは甲が定め、約款第 41 条による場合の時は甲乙協議して定める。

(委任または下請負の禁止)

第 17 条 乙は、業務の全部または一部を第三者に委任又は請け負わせてはならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第 18 条 乙はこの契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡または継承させてはならない。

(通信回線その他の費用)

第 19 条 乙の業務に必要な通信回線は甲が提供し、その電気料金は甲が負担するものとする。ただし、別紙「対象施設一覧」に通信回線なしと記載がある施設については、乙が敷設する独自の回線または携帯電話通信回線等を使用する。

(委託代金の支払い)

第 20 条 甲は、各月末締めをもって行われる乙の請求により支払うものとする。

- 2 各月の支払額に 1 円未満の端数が生じたときは、各年度の最終月に精算するものとする。
- 3 各月の業務終了後、施設ごとに完了届と請求書を作成し、各施設所管課あてに送付する。

(秘密の保持)

第 21 条 乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 22 条 乙は業務の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人情報保護条例（平成 5 年横須賀市条例第 4 号）第 14 条に規定する受託者の責務を遵守しなければならない。

別紙2「機器等設備仕様一覧」

- 1 空間センサー一式警報装置（感熱型）
- 2 扉等開閉式センサー警報装置
- 3 自動火災報知設備（既設）の移報組込

別紙1「対象施設一覧」

	施設名	所在地	施設概要	延床面積	通信回線の有無	開館時間	備考	施設所管課
1	長浦コミュニティセンター	横須賀市 長浦町2-45	地上2階	1417.83㎡	有	8時30分から 21時00分まで		田浦行政センター 電話 046-861-4181
2	坂本コミュニティセンター	横須賀市 坂本町2-26	地上2階	1303.00㎡	有	8時30分から 21時00分まで		地域コミュニティ支援課 電話 046-822-8303
3	安浦コミュニティセンター	横須賀市 安浦町2-33	地上2階	967.02㎡	有	8時30分から 21時00分まで		地域コミュニティ支援課 電話 046-822-8303
4	三春コミュニティセンター	横須賀市 三春町2-12	地上2階	398.40㎡	有	8時30分から 21時00分まで		地域コミュニティ支援課 電話 046-822-8303
5	池上コミュニティセンター (池上市民プラザ)	横須賀市 池上4-6-1	地上2階	2625.28㎡	有	8時30分から 21時00分まで		衣笠行政センター 電話 046-853-1611
6	鴨居コミュニティセンター	横須賀市 鴨居3-11-12	地上1階	1382.49㎡	有	8時30分から 21時00分まで		浦賀行政センター 電話 046-841-4155
7	岩戸コミュニティセンター	横須賀市 岩戸1-10-18	地上2階	998.02㎡	有	8時30分から 21時00分まで		久里浜行政センター 電話 046-834-1111
8	武山コミュニティセンター (武山市民プラザ)	横須賀市 武3-5-1	地上2階	1659.98㎡	有	8時30分から 21時00分まで		西行政センター 電話 046-856-3157
9	浦賀コミュニティセンター分館	横須賀市 浦賀7-2-1	地上2階	504.23㎡	有	8時30分から 21時00分まで		浦賀行政センター 電話 046-841-4155
10	田浦行政センター会議室 (田浦行政センター旧支所)	横須賀市 船越町6-5	地上2階	541.31㎡	無		閉館施設のため、 24時間警備対象	田浦行政センター 電話 046-861-4181
11	北下浦行政センター分室 (長岡半太郎記念館・若山牧水資料館)	横須賀市 長坂2-6-8	地上1階	96.00㎡	有 (電話回線の み)	9時00分から 16時00分まで	休館日 月曜日(祝日のときは翌日)	北下浦行政センター 電話 046-848-0411